

2023年12月18日

2024年度「県本部オンラインネットワーク構築支援金」申請要領 —申請にあたっての留意点—

自治労本部

1. 対象となる事業（2023年度と同様）

- ① ウェブ会議システム（Zoom以外のシステムを含む）の導入・運用
- ② 単組向けにPC、タブレット、スマートフォン、携帯型Wi-Fi等の機器の購入または資金補助（新団体生命共済の加入推進等に向け、県支部（県本部）がこれらを購入・資金補助することも含む）
- ③ 単組のインターネット環境の整備を支援
- ④ 県本部主催のウェブ会議環境整備・向上のための無線LAN=Wi-Fiの設置、マイク・ミキサー・スピーカーなどウェブ会議用の音響設備、パソコン・モニターの購入等

2. 留意点

- (1) 上記1. ①～④を複数併せて申請することも可とします。
- (2) 前年度まで（2020年6月～2023年5月）に支援を行った事業は対象となりません。
ただし、複数年契約のPCリース料などについては、対象期間が2023年6月～2024年5月、かつ前年度までに支援を受けていないものに限って対象とします。
- (3) また、1. ④については2023年度より追加した事業であるため、前年度までに支援を受けていないものに限って対象とします。
- (4) 本支援金は2024年度で終了となるため、申請漏れのないようご注意ください。

3. 支援の金額

1 県本部あたり25万円を上限とします。

4. 募集期間

本部の2024年度予算の期間内としますが、本部内の決算事務の期間を考慮し、可能な限り2024年4月末までの申請をお願いします。対象となる事業が5月に支出予定である場合には、事前に総合企画総務局（企画担当）までご連絡ください。

5. 申請の方法

必要な書類を添付の上、下記kintoneにご登録ください。

<https://jichiro.cybozu.com/k/982/>

6. kintoneの添付書類等について

- (1) 添付書類A＝事業計画書（または実施報告書）

- ① 既にネットワーク構築の作業を終えている場合は「実施報告書」、現在作業中の場合は「事業計画書」と位置付けます。
- ② 「実施報告書」については、2012年の産別ネットのリニューアル＝サイボウズガールの導入以降の事業であって、なおかつ申請時点までに必要な作業を終えている事業を対象とします。
- ③ 「事業計画書」については、何らかの計画に基づき、現在ネットワーク構築作業を進めている事業を対象とします。
- ④ 「実施報告書」「事業計画書」とともに、県本部執行委員会の議案書、経過報告書等そのもので構いませんし、今回新規で書き下ろしたものでも構いません。ファイル形式も、ワード、エクセル、パワーポイント、PDFのいずれでも構いません。ただし、いずれであっても、第三者が見て事業の概要が理解できるものであって、事業の実施時期や事業内容を決定・確認した機関（執行委員会、中央委員会、単組代表者会議等）が分かるようにしてください。

(2) 添付書類B＝証憑類

- ① 実行行為＝具体的な事業に対する支援であることから、何らかの証憑を必要とします。
- ② 証憑は、請求書、領収書、発注書、県本部の支出調書などとします（上記①により、見積書は不可）。いずれも、書類の原本ではなく、コピーしたものをPDF化していただいたもので構いませんし、後日原本を提出するよう求めることはありません。ただし、いずれの証憑であっても、具体的な金額と何に対する支払いであるかが分かるものであることが必要です。
- ③ kintone では複数の書類を添付できるようにしてありますが、すべてをまとめて一つのPDFファイルにしても構いません。
- ④ 複数の証憑がある場合には、誤算を防止する観点から、申請金額の内訳等の一覧をエクセル等で作成し、添付してください。

(3) 事業総額および申請額

- ① 「事業総額」欄には、今回の申請する事業に係る総額を記入してください。
- ② 「申請額」欄には、実際の申請額を記入してください。

7. 審査および交付時期

申請登録をいただいた後、本部内で申請内容を精査し、不備な点や確認すべき点があれば、県本部に問い合わせをさせていただきます。なお、支出については、2024年5月の中央執行委員会で確認した上で、申請のあった県本部に一括して送金します。

以上